

「川崎市介護・障害福祉サービス向けカスタマーハラスメント相談窓口」の対象事業所は下記の通りです。

A. 川崎市内の介護保険サービス

(1) 居宅サービス等事業者（居宅介護支援、訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護（含、訪問看護ステーション）、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（経費老人ホーム）

(2) 地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

(3) 高齢者施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

B. 障害福祉サービス

(1) 居宅系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

(2) グループホーム（共同生活援助）

(3) 施設系（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援センター、福祉型児童発達支援センター、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

(4) 相談支援（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）

(5) 日中一時支援（日中一時支援（短期入所・預かり））